教育職員免許法

別表第一（第五条、第五条の二関係）

免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄
				大学において修得することを必要とする最低単位数
				教科に関する科目
				教職に関する科目
				教科又は教職に関する科目
				特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		六	三五	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		六	三五	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		四	二七		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		八	四一	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		八	四一	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		四	三一	二	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		二〇	三一	三二	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		二〇	三一	八	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		一〇	二一	四	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		二〇	二三	四〇	
	一種免許状	学士の学位を有すること。		二〇	二三	一六	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。					五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。					二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。					一六

「教科に関する科目」、「教職に関する科目」で、最低単位数を超えて修得した単位数は、「教科又は教職に関する科目」の単位数として使用できます。

＋７日間以上の介護等体験

教科に関する科目の修得方法 ↓

教職に関する科目の修得方法 ↓

備考

一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二　第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三　第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三　高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合において同様とする。）。

イ　文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ　文部科学大臣が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定した免許状の授与を受けようとする者が認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

六　前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七　専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

八　大学院の課程又は大学の専攻科の課程及び短期大学の専攻科の課程において修得することができる。この場合において、その単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得することができるものとする。

九　一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科の課程において修得することができるものの課程に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

中学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び美術の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

附則

11　別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教職に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

教育職員免許法施行規則

第六条　免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

（表は別紙参照）

第六条の二　免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、第五条第一項に規定する教職に関する科目の単位の修得方法に準ずる。

第十条　特別支援学校の教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又は免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状を有している者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれ免許状の授与を受けようとする者については、これらの免許状に係る教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

（表は別紙参照）

第六十六条の六　免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める一種免許状に係る教職に関する科目の単位は、日本国憲法二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

2　前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者が専修免許状の授与を受けようとする者を除く。）の教職に関する科目の単位の修得方法は栄養に係る教育に関する科目、養護に係る教育に関する科目、特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は栄養に係る教育に関する科目、養護に係る教育に関する科目の単位の修得方法に準ずる。

第十条、第十条の三及び第十条の四の規定により、免許状の授与を受けようとする者については、免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数に係る各科目の単位数を差し引いた単位数に係る教職に関する科目の単位の修得するものとする。

（二種免許状を有する者等の単位数）

第十条の六　特別支援学校の教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又は免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状を有している者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれ免許状の授与を受けようとする者については、これらの免許状に係る教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

（表は別紙参照）

第十条の七　免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又は免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれ免許状の授与を受けようとする者については、これらの免許状に係る教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

（表は別紙参照）

第三条　小学校教諭の科目の単位の修得方法）

第二条　免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教諭に関する科目、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これらの科目に含まれる内容を合わせる内容に係る科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

（幼稚園教諭の科目の単位の修得方法）

第四条　（別紙参照）

（中学校教諭の科目の単位の修得方法）

第五条　（別紙参照）

（高等学校教諭の科目の単位の修得方法）

教育職員免許法施行規則

（中学校教諭の科目の単位の修得方法）

第四条　免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 実験（コンピュータ活用を含む。） 実験（コンピュータ活用を含む。） 実験（コンピュータ活用を含む。） 実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」 及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 学及び公衆衛生学 衛生学 校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学 学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学 校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（実習を含む。） 保育学（実習を含む。）
職業	産業概説 「職業指導 「農業、工業、商業、水産」 実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
備考	一　第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。） 二　英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。） 三　「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）

（高等学校教諭の科目の単位の修得方法）

第五条　免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 漢文学（国文学史を含む。）
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	化学 物理学 地学 生物学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 「書道史、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」 及び運動学（運動方法学を含む。） 衛生学（運動生理学を含む。） 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習を含む。） 家庭電気・機械及び家庭看護を含む。） 情報処理
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業
農業	農業の関係科目
工業	工業の関係科目
商業	商業の関係科目
水産	水産の関係科目
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解　※ 加齢及び障害に関する理解　※
商船	商船の関係科目
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

※ 平成22年4月1日 法改正により追加された科目

〔経過措置〕平成26年3月31日までに旧規則に規定する最低修得単位数を修得した者は、新規則に規定する最低修得単位数を修得した者とみなす〔平成23年度以降の新入生は除く〕

教育職員免許法施行規則

第六条　免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

教職に関する科目	右の各科目に含まれるこの項目が必要なる事項	幼稚園教諭			小学校教諭			中学校教諭			高等学校教諭		第一欄	備考
		専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	第二欄	一　教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目を含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目（教職に関する科目（教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）、進路指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）を含むものとする。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
	のび役割	教職員の意義及												
	等を含む。）	教職員（研修、服務及び身分保障を含む。）												
	供等の提	教職員の職内容、選択資格												
教育の基礎理論に関する科目	思想史及び	教育理念並び歴史及び											第三欄	二　教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
	程及び学の過程を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習過程の過程及び学習者の心身の発達及び障害の過程を含む。）												
	的事項は経営上の	教育に関する社会的、経済的、政治的な制度												
教育課程及び指導法に関する科目	方法及び	教育課程の編成及びその意義											第四欄	三　教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
	法の指導	教科の指導法 ※注1												
	法の指導	道徳の指導法 ※注2												
	法の指活	特別活動の指導法												
	用を含む。）	教育機器及び教材の活用を含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）												
	方法及び	教育課程の編成及びその意義												
	導法の指	生徒指導、教育相談及び進路指導の内容												
	用を含む。）	教育機器及び教材の活用を含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）												
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	方法及び	生徒指導の理論及び方法												
	方法及び	教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）を含むものとする。												
	方法及び	進路指導の理論及び方法												
	方法及び	幼児、児童及び生徒の理解												
	方法及び	教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）を含むものとする。												
教育実習		五（二）	五（二）	五	五（二）	五（二）	五	五（二）	五（二）	五	三（二）	三（二）	第五欄	四　教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。
教職実践演習		二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	第六欄	

備考

一　教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目を含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目（教職に関する科目（教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）、進路指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）を含むものとする。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

二　教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園、教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第五十二条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、教育課程及び指導法に関する科目に教育の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

三　教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育の意義及び編成の方法を含むこと、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育の意義及び編成の方法を含むこと、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を含む。）

四　教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園、教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第五十二条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、教育課程及び指導法に関する科目に教育の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育の意義及び編成の方法を含むこと、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち二以上の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を含む。）

五　道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。

六　基礎的な知識に関する科目とし、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むもの、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）を含むものとする。

七　教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、及び中学校、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては高等学校とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。

八　教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（第七条第一項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）

九　幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第三号に規定する旧令による学校を含む。）における教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十　中学校又は相当する旧令による学校を含む。）における教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項第二号に規定する旧令による学校を含む。）における教育実習の実務証明責任者の証明を有する者について一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者について、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一　教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

十二　幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教職に関する科目（教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては三単位まで、教育の実習にあつては二単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで）、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては四単位まで、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては六単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては二単位まで、教育課程の意義及び編成の方法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）、進路指導の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する理論及び方法を含む。）を含むものとする。）を含むものとし、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

十三　高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程及び指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

十四　幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目の単位のうち、二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位（二種免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十五　小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十六　保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十七　括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

注1 → 四

注2 → 五

※ 他校種免許取得時の単位の流用

※ 教育実習以外の「教職に関する科目」の単位を、実務経験により教育実習の単位に振替

教育職員免許法施行規則

第七条　免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許の種類 ＼ 特別支援教育に関する科目	教諭一種免許状	教諭二種免許状	教諭専修免許状
第一欄	二	二	二
第二欄	八	十六	十六
第三欄	三	五	五
第四欄	三	三	三

備考
一　第一欄に掲げる科目は、特別支援学校における教育に係る心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
二　第二欄に掲げる科目の単位の修得は、一又は二以上の免許状に定められること（教育領域の授与を受けようとする免許状に関する特別支援教育に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する教育の領域を定めること。）を修得するものとする。 イ　視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する教育の領域を定めること。）を修得するものとする。 ロ　知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（以下「心身障害者」という。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する教育の領域を定めること。）を修得するものとする。 イ　次項ロに定める単位以上の修得方法は、特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許の種類 ＼ 特別支援教育に関する科目	教諭一種免許状	教諭二種免許状	教諭専修免許状
第一欄	二	二	二
第二欄	八	十六	十六
第三欄	三	五	五
第四欄	三	三	三

備考
一　第一欄に掲げる科目は、特別支援学校における教育に係る心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

「教科に関する科目」を修得する際に気をつけていただきたいこと

○教科に関する科目は、各科目１単位以上、合計２０単位以上を修得すること
　※２種免許状取得の場合には各科目１単位以上、合計１０単位以上
○授業科目については、一般的包括的内容を含む授業を履修すること
○具体的な授業の選択については、大学ごとに必修科目の設定が異なるので必ず大学で指導を受けること

＜免許を授与できなかった事例＞

（例１）高等学校教諭１種免許状（福祉）

教科に関する科目	授業科目名（例）	修得単位	備考
社会福祉学 （職業指導を含む）	○社会福祉原論 ○社会保障論 ○職業指導	4 2	未修得
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	○老人福祉論Ⅱ ○児童福祉論Ⅱ ○障害者福祉論Ⅱ	4 4 4	
社会福祉援助技術	○社会福祉援助技術論１ ○社会福祉援助技術論２ ○地域福祉論Ⅱ ○社会福祉計画論	2 2 2 	 未修得
介護理論及び介護技術	○介護概論Ⅱ	2	
社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	○社会福祉援助技術現場実習Ⅰ ○社会福祉総合実習指導	2 2	
計		３０	

○の付された科目をすべて履修することにより、その系列の一般的包括的内容を含む　→必修

※ 必要単位数（20 単位）は充足しているが、「社会福祉学（職業指導を含む）」及び「社会福祉援助技術」が一般的包括的内容を含んでいないため、免許を授与することができない。

（例２）高等学校教諭１種免許状（英語）

教科に関する科目	授業科目名（例）	修得単位	備考
英語学	○英語学概論 ○英文法	4 	 未修得
英米文学	○英米文学概論 ○英文学史 ○米文学史 ○英文学研究 ○米文学研究	4 4 4 	 未修得 未修得
英語コミュニケーション	○English Conversation1 ○English Conversation2 ○English Conversation3 ○English Listening Skilis1 ○English Listening Skilis2	2 1 1 1 1	
異文化理解	△異文化理解（西欧） △異文化理解（アメリカ）	2	選択可
		２４	

○の付された科目をすべて履修することにより、その系列の一般的包括的内容を含む　→必修
△の付された科目のいずれかを履修することにより、その系列の一般的包括的内容を含む　→選択

※ 必要単位数（20 単位）は充足しているが、「英語学」及び「英米文学」が一般的包括的内容を含んでいないため、免許を授与することができない。